

地域密着型サービス事業の指定及び指定更新の申請スケジュールについて

地域密着型サービス事業の指定及び指定更新申請については、予約制としていますので、必ず電話で来庁日時を予約のうえ、申請書類をくすのき広域連合事業課まで提出してください。ただし、指定申請については、申請書類の提出前に事前協議を終了させておく必要がありますので、ご注意ください。

また、同時に総合事業の指定及び指定更新申請する場合は、別途総合事業の申請も必要となりますのでご注意ください。

なお、申請書類の補正完了・審査手数料の納付後、地域密着型サービスの運営に関する委員会に諮る必要がありますので、以下に記載するスケジュールを参考に、余裕をもって申請を行ってください。

指定/更新月	スケジュール	
4月 ・ 5月	事前協議	1月20日まで
	提出期間	1月1日～2月5日(補正完了・納付書交付)
	現地確認	2月15日まで
	改善報告 提出期限	2月末日まで
	納付期限	3月15日まで
	(3月開催) 地域密着型サービスの運営に関する委員会	
6月 ・ 7月	事前協議	3月20日まで
	提出期間	3月1日～4月5日(補正完了・納付書交付)
	現地確認	4月15日まで
	改善報告 提出期限	4月末日まで
	納付期限	5月15日まで
	(5月開催) 地域密着型サービスの運営に関する委員会	
8月 ・ 9月	事前協議	5月20日まで
	提出期間	5月1日～6月5日(補正完了・納付書交付)
	現地確認	6月15日まで
	改善報告 提出期限	6月末日まで
	納付期限	7月15日まで
	(7月開催) 地域密着型サービスの運営に関する委員会	
10月 ・ 11月	事前協議	7月20日まで
	提出期間	7月1日～8月5日(補正完了・納付書交付)
	現地確認	8月15日まで
	改善報告 提出期限	8月末日まで
	納付期限	9月15日まで
	(9月開催) 地域密着型サービスの運営に関する委員会	
12月 ・ 1月	事前協議	9月20日まで
	提出期間	9月1日～10月5日(補正完了・納付書交付)
	現地確認	10月15日まで
	改善報告 提出期限	10月末日まで
	納付期限	11月15日まで
	(11月開催) 地域密着型サービスの運営に関する委員会	
2月 ・ 3月	事前協議	11月20日まで
	提出期間	11月1日～12月5日(補正完了・納付書交付)
	現地確認	12月15日まで
	改善報告 提出期限	12月末日まで
	納付期限	1月15日まで
	(1月開催) 地域密着型サービスの運営に関する委員会	

※ 申請書類の補正完了後、審査手数料の納付書を交付します。納付期限までに指定金融機関で納付してください。

※ 期限となる日が土・日・祝日であればその翌日とします。